

(様式1)

# 工事検査成績評定書 (完成検査・中間検査)

工事担当課長

工事検査室長
工事検査室 課長補佐

検査日：平成 年 月 日

工事番号	平成 年度 第 号	工事名														請負金額					
請負者名			工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日											完成年月日						
考 査 項 目		監督員					工事担当係長					工事検査員(中間)					工事検査員(完成)				
		氏名					氏名					氏名					氏名				
項目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施行体制	. 施行体制一般		+2.5	0	-5.0	-10															
	. 配置技術者	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10															
2. 施行状況	. 施行管理		+2.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15
	. 工程管理	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15										
	. 安全対策	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15										
	. 対外関係	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5															
3. 出来形 及び 出来ばえ	. 出来形	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20
	. 品質	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	. 出来ばえ											+5	+2.5	0	-5	+5	+2.5	0	-5		
4. 高度技術	. 高度技術力 2		(6)	0																	
5. 創意工夫	. 創意工夫 2		(3)	0																	
6. 社会性等	. 地域への貢献等 3						+5	+2.5	0												
加減点合計(1+2+3)		± 点					± 点					± 点					± 点				
評 定 点 (65+加減点合計) 1		点					点					点					点				
7. 評 定 点 計		点 中間検査があった場合： 点 × 0.4 + 点 × 0.2 + 点 × 0.2 + 点 × 0.2 ただし (中間検査) が 2 回以上の場合 は平均点 中間検査がなかった場合： 点 × 0.4 + 点 × 0.2 + 点 × 0.4																			
8. 法 令 遵 守 等 6							-					点									
9. 評 定 点 合 計 7		点					7 評定点計 ( 点 )					- 8 法令遵守等 ( 点 )									
所 見 4		(監督員)					(工事担当係長)					(工事検査員)									

- 1~3の評定(65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定 = 評定点 各評定点( ~ )は少数第1位まで記入する。
- 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、担当課内での責任者による合議を原則とする。
- 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- 所見は必ず記載する。
- 各考查項目毎の採点は、監督員は別紙1 - ~別紙1 - 、工事担当係長は別紙2 - ~別紙2 - 、工事検査員は別紙3 - ~別紙3 - によるものとし、完成工事検査員の評価に先立ち、監督員・工事担当係長が記入する。
- 法令遵守等の評価は、工事担当係長が行う。
- 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

標 準

## 工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

[記入方法] 該当する項目の にレマークを記入する。

( 監 督 員 )

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	・施工体制一般		施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
	<p>「評価対象項目」</p> <p>作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体制図で確認できる。                      工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。                      品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。                      建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。                      請負代金内訳書が契約後14日以内に提出されている。                      施工体制台帳、施工体系図が整備され施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。                      工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。                      緊急指示等に対する対応が速やかである。                      「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。                      その他 { 理由： _____ }</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">評価値</p> <p>該当項目が80%程度以上・・・b                              該当項目が60%～80%程度・・・c                              該当項目が60%程度以下・・・d</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。                              削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)                              計算の値で評価する。                              評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数                              なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div> </div>					<p>施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。</p> <p style="background-color: yellow; text-align: center;">上記該当があれば・・・e</p>
	・配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
	<p>「評価対象項目」</p> <p>現場代理人として、工事全体の把握ができています。                      現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。                      書類整理、資料整理が適切に処理されている。                      施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。                      契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。                      設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。                      作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。                      下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。                      主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。                      作業主任者を選任し配置している。                      専門技術者を専任し、配置している。                      「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。                      その他 { 理由： _____ }</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">評価値</p> <p>該当項目が90%程度以上・・・a                              該当項目が80%～90%程度・・・b                              該当項目が60%～80%程度・・・c                              該当項目が60%程度以下・・・d</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。                              削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)                              計算の値で評価する。                              評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数                              なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div> </div>					<p>現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。</p> <p>専門技術者が配置されていない。</p> <p style="background-color: yellow; text-align: center;">1項目でも該当あれば・・・d 2項目該当・・・e</p>

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
2 施工状況	.施工管理	施工管理が適切である			他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>工事請負契約約款 1 8 条第 1 項第 1 号から 5 号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。                  施工計画書と現場施工方法が一致している。                  施工計画書と現場の施工体制等が一致している。                  施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。                  工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。                  品質確保のための対策が見られる。                  日常の出来形管理が適時、的確に行われている。                  日常の品質管理が適時、的確に行われている。                  現場内での整理整頓が日常的になされている。                  使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。                  現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。                  立会確認の手続きが事前になされている。                  工事記録の整備が適時、的確になされている。                  建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。                  工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。                  段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。                  「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。</p> <p>その他 { 理由： _____ }</p>			<p>設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。                  施工計画書が工事着手前に提出されていない。                  定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。                  契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。</p>		
		<p>評価値</p> <p>該当項目が80%程度以上・・・b                  該当項目が60%～80%程度・・・c                  該当項目が60%程度以下・・・d</p>	<p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。                  削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。                  評価値（％）＝（ ）評価数 / （ ）対象評価項目数                  なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。</p>			<p>1 項目でもあれば・・・d                  2 項目該当・・・e</p>	
.工程管理		a	b	c	d	e	
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である	
		<p>「評価対象項目」</p> <p>フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。                  時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。                  現場条件の変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。                  休日の確保を行っている。                  工程表の内容が検討され充実している。                  夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。                  現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。                  「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。</p> <p>その他 { 理由： _____ }</p>			<p>請負者の責により期限内に完成させなかった。                  （但し、改善指示による場合を除く）</p> <p>上記に該当あれば・・・e</p> <p>自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。</p> <p>上記に該当あれば・・・d</p>		
		<p>評価値</p> <p>該当項目が90%程度以上・・・a                  該当項目が80%～90%程度・・・b                  該当項目が60%～80%程度・・・c                  該当項目が60%程度以下・・・d</p>	<p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。                  削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。                  評価値（％）＝（ ）評価数 / （ ）対象評価項目数                  なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。</p>				

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
.安全対策	安全対策を適切に行った 「評価対象項目」 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 安全管理の臨機の措置を行った。 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 その他 { 理由： _____ }	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
		安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 上記に該当あれば・・・e 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 上記に該当あれば・・・d				
		評価値 該当項目が90%程度以上・・・a 該当項目が80%～90%程度・・・b 該当項目が60%～80%程度・・・c 該当項目が60%程度以下・・・d	当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 評価値（%）=（ ）評価数 /（ ）対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			
.対外関係	「評価対象項目」 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 その他 { 理由： _____ }	対外関係が適切である	対外関係がほぼ適切である	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備である	対外関係が不備である
		関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 上記に該当あれば・・・e 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った。 上記に該当あれば・・・d				
		評価値 該当項目が90%程度以上・・・a 該当項目が80%～90%程度・・・b 該当項目が60%～80%程度・・・c 該当項目が60%程度以下・・・d	当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 評価値（%）=（ ）評価数 /（ ）対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	出来形	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。又は出来形管理が適切である。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。又は、出来形管理がほぼ適切である。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。又は、他の項目に該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。又は、出来形管理がやや不備である。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。又は、出来形管理が不備である。
	総合	土木(農林等含)  機械設備工事・電気設備工事    上記で選択されたシートが工事成績採点表に反映される。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば...d	契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば...e

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(監督員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	出来形  土木(農林等含)	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが特に大きい。
	<p>出来形の評定は、工事全般を通したものとする。 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 出来形管理項目がない場合には「c」評価とする。</p> <p>ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。</p>				監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e
	機械設備工事・電気設備工事	a 出来形管理が適切である。	b 出来形管理がほぼ適切である。	c 他の項目に該当しない。	d 出来形管理がやや不備である。	e 出来形管理が不備である。
		<p>「評価対象項目」 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 写真管理基準の管理項目を満足している。 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内であり、満足している。 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となり、満足している。 その他 理由：</p>			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e
		<p>評価値 該当項目が90%程度以上・・・a 該当項目が80%～90%程度・・・b 該当項目が60%～80%程度・・・c 該当項目が60%程度以下・・・d</p>	<p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			



# 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質  土木(農林等含)	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。	品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	<p>品質の評価は、工事全般を通したものとす。</p> <p>品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。</p> <p>品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。</p> <p>品質管理項目がない場合には「c」評価とする。</p> <p>ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。</p>		<p>品質管理資料による評価が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>		<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>上記に該当あれば・・・d</p>	<p>契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p>上記に該当あれば・・・e</p>
機械設備工事 電気設備工事		a	b	c	d	e
	<p>出来形管理が適切である。</p> <p>出来形管理がほぼ適切である。</p> <p>他の項目に該当しない。</p> <p>出来形管理がやや不備である。</p> <p>出来形管理が不備である。</p>	<p>「評価対象項目」</p> <p>品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。</p> <p>材料の品質照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認でき、満足している。</p> <p>部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。</p> <p>機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。</p> <p>溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。</p> <p>塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。</p> <p>製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。</p> <p>操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。</p> <p>設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。</p>		<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>上記に該当あれば・・・d</p>		<p>契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p>上記に該当あれば・・・e</p>
		<p>評価値</p> <p>該当項目が90%程度以上・・・a</p> <p>該当項目が80%～90%程度・・・b</p> <p>該当項目が60%～80%程度・・・c</p> <p>該当項目が60%程度以下・・・d</p>	<p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 高度技術	高度技術	施工規模の大きさへの対応	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合（該当項目をチェック）
	キーワード評価	1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模	切土・盛土工 15万m <sup>3</sup> < V 護岸・築堤高 10m < H トンネル(シールド) 10m <
	土木、建築工事 共通	2. その他（該当があればチェックして理由を記入。） 理由：	ダム用水門<設計水深25m 樋門・樋管 15m <sup>2</sup> < A 揚排水機場 2,000mm < 堰、水門 最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又は50m <sup>2</sup> /門 トンネル(開削工法) 20m < H トンネル(NATM) 内空断面積 85m <sup>2</sup> < A トンネル(沈埋工法) 300m <sup>2</sup> < A 海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深10m < H 地滑り防止工 100m < W 又は150m < L 浚渫工 100万m <sup>3</sup> < V 流路工 500m <sup>3</sup> < Q 砂防ダム 30m < H ダム高 150m < H 転流トンネル 400m <sup>3</sup> /s < Q 橋梁下部工 高さ 30m < H 橋梁上部工 最大支間長 100m < L
	構造物固有の難しさへの対応	3. 対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む） 4. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 5. その他 理由：	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】（該当項目をチェック） 地山強度が低い。また土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事。 砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 供用中の施設の改修工事等。 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 その他、コンピュータシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事。等 VE提案された工法等が高度技術として評価できる場合。 NETISの評価試行方式を適用した工事。 その他、構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。） その他、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）
	技術固有の難しさへの対応	6. 工種及び工法の特異性 7. 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 8. NETISの評価試行方式を適用 9. その他 理由：	
	厳しい自然・地盤条件への対応	10. 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） 11. 軟弱地盤、支持地盤の状況 12. 河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 13. 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 14. 地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 15. その他 理由：	【事例：自然及び地盤条件への対応工法等】（該当項目をチェック） 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事。（法面工は除く） 斜面土若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。 国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）
	厳しい周辺環境等、社会条件への対応	16. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 17. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 20. 生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 21. 現道上で、特に交通規制及びその処理に伴う作業 22. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 23. その他 理由：	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】（該当項目をチェック） 横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 市街地での夜間工事。 DID地区での工事。 供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事。 供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事。 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上（10m以下）での工事。 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。） その他、施工現場での対応で、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）
	その他	24. 災害等での臨機の処置（該当があればチェック。） 25. 施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 26. その他 理由：	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】（該当項目をチェック） 横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 市街地での夜間工事。 DID地区での工事。 供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事。 供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事。 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上（10m以下）での工事。 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。） その他、施工現場での対応で、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）
		27. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由： 28. その他（加点が1点の場合） 理由：	【その他】（該当項目をチェック） その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。 （左欄のその他に理由を記入。） その他（加点が1点の場合）
	記述評価	【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	【高度技術のキーワードの詳細】
		評点： 点 ・ 高度な技術力は、加点評価とする ・ 加点は+6点～0点の範囲とする。 ・ 該当キーワードの数の数と重みを勘案して評点する。 ・ 1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。	

- 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、評価は「5. 創意工夫」との二重評価はしない。
- 詳細評価の記述にあたっては、担当部局課内での責任者による合議とし、各審査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。
- 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	1. 創意工夫キーワード一覧表 (創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他 (項目記載)
5. 創意工夫 【軽微なもの】	.創意工夫 キーワード評価  土木、建築工事 共通	準備・後片づけ関係 1. 測量・位置出しにおける工夫 2. 現地調査方法の工夫 3. その他 理由:					
		施工関係 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 5. コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫及び工事加工製品を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫。又は、リサイクルに対する積極的な取り組み。 6. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 7. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 8. 設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 9. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 10. 照明・視界確保等の工夫 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 12. 運搬車両・施工機械等の工夫 13. 支保工、型枠工、足場工及び仮橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 15. その他 理由:					
		品質関係 16. 集計ソフト等の活用と工夫 17. 土工関係、設備関係、電気関係の工夫 18. コンクリートの打設関係の工夫 (材料、打設、養生、出来形・品質等) 19. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 20. 配筋・溶接作業等に関する工夫 21. その他 理由:					
		安全衛生関係 22. 安全仮設備等の工夫 (落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 23. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 24. 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 25. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理。及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 26. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 27. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 28. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 29. その他 理由: <b>30. 建災防等による建設従事者に対する安全衛生教育 (該当があればチェック。)</b>					
		施工管理関係 31. 盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫 32. 施工計画書及び写真管理等の工夫 (デジタル写真ソフトの活用等) 33. 出来形、品質との計測関係等の工夫。及び集計、管理図等の工夫 34. CAD、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用 35. その他 理由:					
	その他 36. その他 理由: 37. その他 理由: 38. その他 理由:						
	記述評価  【 <b>レ</b> マークを付した キーワード項目につ いて、評価内容を詳 細記述】	評点： 点 ・ 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・ 加点は+3点～0点の範囲とする。 ・ 該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 ・ 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	【創意工夫の詳細評価】				

1. 創意工夫においては「4. 高度技術」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。
3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
4. キーワードの評価 (選定) 及び詳細評価は、担当課内での責任者による合議を原則として記述する。
5. 「4. 高度技術」との二重評価はしない。

## 工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

[記入方法] 該当する項目の にレマークを記入する。

(工事担当係長)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	.工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
	<p>災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。</p> <p>隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</p> <p>地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</p> <p>代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。</p> <p>配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</p> <p>その他 { 理由： _____ }</p> <p style="background-color: yellow;">上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					
	.安全対策	a	b	c	d	e
	<p>建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</p> <p>安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</p> <p>安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。</p> <p>安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</p> <p>安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。</p> <p>安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。</p> <p>その他 { 理由： _____ }</p> <p style="background-color: yellow;">上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					
6. 社会性等	.地域への貢献等	a	b	c	d	e
	<p>河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。</p> <p>国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。</p> <p>現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p>定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。</p> <p>災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。</p> <p>その他 { 理由： _____ }</p> <p style="background-color: yellow;">上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c評価を行う。</p> <p>地域への貢献とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。</p>					

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(工事担当係長)

[記入方法] 該当する項目の にレマークを記入する。

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表																		
8. 法令遵守等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">措 置 内 容</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">措置点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">- 20点</td> </tr> <tr> <td>2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 15点</td> </tr> <tr> <td>3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 13点</td> </tr> <tr> <td>4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 10点</td> </tr> <tr> <td>5. 文書注意相当</td> <td style="text-align: center;">- 8点</td> </tr> <tr> <td>6. 口頭注意相当</td> <td style="text-align: center;">- 5点</td> </tr> <tr> <td>7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td style="text-align: center;">- 3点</td> </tr> <tr> <td>8. 該当項目なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>本評価項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。</p> <p>「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>「工事関係者」とは、を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li>2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</li> <li>3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。</li> <li>4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。</li> <li>6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等</li> <li>7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</li> <li>8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</li> <li>10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</li> <li>11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</li> <li>12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</li> <li>15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。</li> <li>16. その他</li> </ol> <div style="margin-left: 20px; border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 60%; padding-left: 5px;">理由:</div>	措 置 内 容	措置点数	1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	5. 文書注意相当	- 8点	6. 口頭注意相当	- 5点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点	8. 該当項目なし	
措 置 内 容	措置点数																		
1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点																		
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																		
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																		
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																		
5. 文書注意相当	- 8点																		
6. 口頭注意相当	- 5点																		
7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点																		
8. 該当項目なし																			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である	
		<p>「評価対象項目」</p> <p>工事請負契約約款18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。</p> <p>施工計画書と現場施工方法が一致している。</p> <p>工事材料の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。</p> <p>品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。</p> <p>見本または工事記録写真等の整理に工夫がみられる。</p> <p>段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。</p> <p>工事記録の整備が適時、的確になされている。</p> <p>リサイクルへの取り組みが適切になされている。</p> <p>建退共の証紙が適切に配布され管理されている。</p> <p>作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。</p> <p>計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。</p> <p>施工体制台帳、施工体系図が整備されている。</p> <p>施工計画書と現場の施工体制が一致している。</p> <p>品質証明体制が確立され、有効に機能している。</p> <p>施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。</p> <p>工事の関係書類及び資料整理がよい。</p> <p>社内の管理基準等が作成され管理している。</p> <p>その他 [理由:]</p>				<p>設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。</p> <p>契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。</p>	
		評価値 該当項目が90%程度以上・・・a 該当項目が80%～90%程度・・・b 該当項目が60%～80%程度・・・c 該当項目が60%程度以下・・・d		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		上記1項目該当があれば・・・d 2項目該当すれば・・・e	

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	出来形	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、出来形管理がやや不備である。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、出来形管理が不備である。
	土木	「評価対象項目」 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 出来形測定において不可視部分の出来形が写真で的確に判断出来る。 自社の管理基準を設定し、管理している。 写真管理基準の管理項目を満足している。 その他 理由：			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e
	機械設備・電気設備工事	出来形管理が適切である。	出来形管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	出来形管理がやや不備である。	出来形管理が不備である。
		「評価対象項目」 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 写真管理基準の管理項目を満足している。 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内であり、満足している。 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。 その他 理由：			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e
		評価値 該当項目が90%程度以上・・・a 該当項目が80%～90%程度・・・b 該当項目が60%～80%程度・・・c 該当項目が60%程度以下・・・d	当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

## 工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ  品質総合評価	.品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	品質管理がやや不備である。	品質管理が不備である。
	土木、建築工事 共通	最大3工種にて評価 選択した検査項目運用表 工種名 <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/> 主たる1工種だけで評価 <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	評価項目のうちチェックをした数 評価の対象項目とした数 比率	評価項目のうちチェックをした数 評価の対象項目とした数 比率	監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d	契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば・・・e
		クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 または、コンクリートブロック等にクラックがある場合、進行性又は有害なクラックはなく、発生したクラックには適切な処置を行っている。 上記該当があれば・・・c		評価値 該当項目が90%程度以上・・・a 該当項目が80%～90%程度・・・b 該当項目が60%～80%程度・・・c 該当項目が60%程度以下・・・d		
	.出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		最大3工種にて評価 主たる1工種だけで評価	評価項目のうちチェックをした数 評価の対象項目とした数 比率	評価項目のうちチェックをした数 比率	評価値 該当項目が90%程度以上・・・a 該当項目が80%～90%程度・・・b 該当項目が60%～80%程度・・・c 該当項目が60%程度以下・・・d	

検査項目運用表を下記から最大3工種にて評価する。

コンクリート構造物工事  
 法面工事  
 鋼橋工事  
 舗装工事  
 維持修繕工事  
 機械設備工事(土木)  
 電気設備照明設備その他類似工事  
 建築工事(土木関連)  
 植栽工事  
 標識  
 塗装工事  
 区画線等設置工事  
 砂防構造物工事  
 海岸工事  
 トンネル工事

土工事(盛土,築堤)  
 切土工事  
 護岸・根固・水制工事  
 地滑り防止工事(集水井戸含)  
 基礎工事(地盤改良含)  
 コンクリート橋工事(PC,RC)  
 防護柵工事(網)  
 通信設備受変電設備その他類似工事  
 二次製品構造物  
 補強土壁工事  
 取壊し工事

共同溝シールド工事  
 下水道工事  
 管水路工事  
 電線共同溝工事(管路布設段階)  
 仮設工事  
 フィルダム・ため池工事  
 柵工、筋工、伏工工事  
 土工事(区画整理、農地造成)  
 電気通信設備(農林事業)  
 施設機械設備(用排水ポンプ・構成付属設備)  
 施設機械設備(除塵設備・構成付属設備)  
 水管橋  
 林道土工工事  
 木材木製品工事  
 ほ場整備工(整地工等、暗渠排水工)

上水道工事  
 その他の工事合併工事

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	.品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	コンクリート 構造物工事	<p>「評価対象項目」</p> <p>設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w / c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。</p> <p>コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。</p> <p>コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む)</p> <p>型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。</p> <p>鉄筋の規格がミルシートで確認できる。</p> <p>鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。</p> <p>コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。</p> <p>圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。</p> <p>スポンサーの材質が適正で、品質が確認できる。</p> <p>スポンサーを適切に配置し、鉄筋のかぶり確保している。</p>			<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・d</p>	<p>契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・e</p>	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
		クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。					
		上記該当があれば・・・c					
出来ばえ	コンクリート 構造物工事	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
		<p>コンクリート構造物の肌が良い。</p> <p>コンクリート構造物の通りが良い。</p> <p>天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。</p> <p>クラックがない。</p> <p>漏水がない。</p> <p>全体的な美観が良い。</p>		<p>該当 5 項目程度以上・・・a</p> <p>該当 4 項目程度・・・b</p> <p>該当 3 項目程度・・・c</p> <p>該当 2 項目程度以下・・・d</p>			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	法面工事	<p>「評価対象項目」</p> <p>【共通】</p> <p>施工基面が平滑に仕上げられている。</p> <p>【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】</p> <p>土壌試験を実施し、施工に反映している。 柵等の重ね幅が 10 cm 以上確保されている。 吹付け厚さが均等である。 吹付け厚さによって、必要な場合 2 層以上に分けて行っているのが確認できる。</p> <p>【コンクリート又は珪砂吹付工関係】</p> <p>金網等の重ね幅が 10 cm 以上確保されている。 吹付け厚さが均等である。 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 跳ね返り材料が適切に処理されている。</p> <p>【現場打法砕工関係】</p> <p>アンカーの施工長さが確認できる。 現場養生が適切に行われている。 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 枠内に空隙がないことが確認できる。 層間にはく離がないことが確認できる。 跳ね返り材料が適切に処理されている。</p>			<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・d</p>	<p>契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・e</p>
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が 4 項目程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が 3 項目程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が 2 項目程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率 (%) 計算の値で評価する。 評価値 ( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。		
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	法面工事	<p>通りが良い。 植生、吹付等の状態が均一である。 端部処理が良い。 全体的な美観が良い。</p>		<p>該当 3 項目程度以上・・・a 該当 2 項目程度・・・b 該当 1 項目程度・・・c 該当項目なし・・・d</p>		

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	鋼橋工事 (RC床版工事は コンクリート構造物 に準ずる)	<p>「評価対象項目」</p> <p>【工場製作関係】</p> <p>鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む） 素地調整の場合、第 1 種ケレン後 4 時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。</p> <p>【架設関係】</p> <p>ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 支承の据付で、コンクリート面のチャッキング及びEMW外付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついている。</p>			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が 6 項目程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が 5 項目程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が 4 項目程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 評価値（％）＝（ ）評価数 / （ ）対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。		
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	鋼橋工事 (RC床版工事は コンクリート構造物 に準ずる)	<p>表面に補修箇所がない。 部材表面に傷、錆がない。 溶接に均一性がある。 塗装に均一性がある。 全体的な美観が良い。</p>		<p>該当 4 項目程度以上・・・a 該当 3 項目程度・・・b 該当 2 項目程度・・・c 該当 1 項目程度以下・・・d</p>		

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	舗装工事	<p>「評価対象項目」</p> <p>【路床・路盤工関係】</p> <p>施工に先立ち、CBR 値を測定し、適正な舗装設計の基礎資料収集を行っている。 路床・路盤工のブルドーリングを行っている。</p> <p>【アスファルト舗装工関係】</p> <p>設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。 (アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く)</p> <p>混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 舗設後、直ちに供用する必要がある現場で、交通開放を適切に行っている。 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。</p> <p>【コンクリート舗装工関係】</p> <p>設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スラブ・空気量等が確認できる。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 fiア、タバ-等の保管管理が適正であることが確認できる。</p>			<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・d</p>	<p>契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・e</p>
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が6項目程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が5項目程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が4項目程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	舗装工事	<p>舗装の平坦性が良い。 構造物の通りが良い。 端部処理が良い。 構造物へのすりつけ等が良い。 雨水処理が良い。 全体的な美観が良い。</p>		<p>該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d</p>		

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	維持修繕工事	「評価対象項目」 理由  理由  理由  理由  <div style="background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。                          ばらつきが少なく、該当項目が3項目程度以上・・・a                          ばらつきが少なく、該当項目が2項目程度・・・b                          ばらつきが少なく、該当項目が1項目程度以下・・・c                     </div>			監督職員が文書で改善指示を行った。  <div style="background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         上記に該当あれば・・・d                     </div>		契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。  <div style="background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         上記に該当あれば・・・e                     </div>
		主たる工種の審査事項で審査し、最大審査項目は4項目とする。 (評価対象項目を4項目未満とする場合は評価値(%)で評価する。(右記を参照)) 品質管理項目がない工事は、「c」評価とする。		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		評価対象項目で削除ある場合の評価 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c	
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	維持修繕工事	小構造物等にも細心の注意が払われている。 きめ細かな施工がなされている。 既設構造物とのすりつけが良い。 全体的な美観が良い。		該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質 機械設備工事 (土木)	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	<p>「評価対象項目」</p> <p>品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。                      材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。                      部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。                      機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。                      溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。                      塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。                      製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。                      操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。                      設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>評価値</p> <p>該当項目が90%程度以上・・・a                              該当項目が80%～90%程度・・・b                              該当項目が60%～80%程度・・・c                              該当項目が60%程度以下・・・d</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。                              削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）                              計算の値で評価する。                              評価値（%）=（ ）評価数 /（ ）対象評価項目数                              なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div> </div>		<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・d</p>	<p>契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・e</p>		
出来ばえ 機械設備工事 (土木)	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	<p>該当4項目程度以上・・・a                              該当3項目程度・・・b                              該当2項目程度・・・c                              該当1項目程度以下・・・d</p>	
	<p>仕上り状態が良く、全体的な美観に優れている。                      主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が優れている。                      異常な振動、騒音がなく、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れている。                      公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。                      溶接、塗装、組立等細部に渡る配慮が良い。</p>					

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質 電気設備工事 照明設備工事 その他類似工事 (土木)	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	<p>「評価対象項目」</p> <p>品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。                      材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。                      部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。                      機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。                      溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。                      塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。                      製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。                      操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。                      設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>評価値</p> <p>該当項目が90%程度以上・・・a                          該当項目が80%～90%程度・・・b                          該当項目が60%～80%程度・・・c                          該当項目が60%程度以下・・・d</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。                          削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）                          計算の値で評価する。                          評価値（%）＝（ ）評価数 / （ ）対象評価項目数                          なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div> </div>		監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。		
	出来ばえ 電気設備工事 照明設備工事 その他類似工事 (土木)	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 構造物とのすりつけが良い。 製作上の補修痕跡がない。 全体的な取扱いがしやすい。		該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d		

## 工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	建築工事 (土木関連)	「評価対象項目」 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 機器等(設備等)の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が伺える。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e
	試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が 3 項目程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が 2 項目程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が 1 項目程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
出来ばえ		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
建築工事 (土木関連)		建築物の通り、形状が良い。 仕上げの均一性、平坦性が良い。 機能面での配慮が適切である。 防水の納まりが良好である。 建具の取り付け、作動が良い。 関連工事との取り合いが良い。 全体的な美観が良い。		該当 6 項目程度以上・・・a 該当 4 項目程度・・・b 該当 3 項目程度・・・c 該当 2 項目程度以下・・・d		

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	植栽工事	「評価対象項目」 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 活着管理が適切に行われている。 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が 5 項目程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が 4 項目程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が 3 項目程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	植栽工事	樹木の活着状況が良い。 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 支柱の取り付けが堅固である。 植栽帯の全体的な美観が良い。		該当 3 項目程度以上・・・a 該当 2 項目程度・・・b 該当 1 項目程度・・・c 該当項目なし・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	標識	「評価対象項目」 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識のドブツ等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 ペイント式(常温式)区画線に使用するソナーの使用量が10%程度以下である。 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。		監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が3項目程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が2項目程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が1項目程度以下・・・c
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	標識	設置位置に配慮がある。 標識の向き、角度、支柱の通りが良い。 標識板、支柱に変色がない。 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 全体的な取り扱いがしやすい。		該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d		

## 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	塗装工事	「評価対象項目」 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。 塗料を使用前に攪拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 塗膜に有害な付着物がない。 塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・d	上記に該当あれば・・・e
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が 5 項目程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が 4 項目程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が 3 項目程度以下・・・c			当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。		
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	塗装工事 (工場塗装を除く)	塗装の均一性が良い。 細部まできめ細かな施工がされている。 補修箇所がない。 ケレンの施工状況が良好である。 全体的な美観が良い。		該当 4 項目程度以上・・・a 該当 3 項目程度・・・b 該当 2 項目程度・・・c 該当 1 項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	区画線等設置工事	「評価対象項目」 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識のドブツ等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 ペイント式(常温式)区画線に使用するソナーの使用量が10%程度以下である。 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が3項目程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が2項目程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が1項目程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			上記に該当あれば・・・d
出来ばえ	区画線等設置工事	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
		塗料の塗布が均一である。 視認性が良い。 接着状態が良い。 施工前の清掃が入念に実施されている。 全体的な美観が良い。		該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	砂防構造物工事	<p>「評価対象項目」</p> <p>【共通】</p> <p>設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバウレクの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。 地山との取り合わせが適切に行われている。 鉄筋または鋼材の規格がコンクリートで確認できる。</p> <p>【砂防構造物工事に適用】</p> <p>コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 施工基面が平滑に仕上げられている。 アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。 ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。</p> <p>【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】</p> <p>アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。 ライフプレートとの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。 ライフプレートと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 集・排水ホースの方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。</p> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。                      ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a                      ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b                      ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c                 </div> <p>クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。</p> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     上記該当があれば・・・c                 </div>			<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     上記に該当あれば・・・d                 </div>	<p>契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     上記に該当あれば・・・e                 </div>
出来ばえ	砂防構造物工事	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		<p>コンクリート構造物の肌が良い。 コンクリート構造物の通りが良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 クラックがない。 漏水がない。 全体的な美観が良い。</p> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     該当5項目程度以上・・・a                      該当4項目程度・・・b                      該当3項目程度・・・c                      該当2項目程度以下・・・d                 </div>				

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。		
	海岸工事	「評価対象項目」 型枠、支保工の取り外しに関して適切に管理されている。 気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。 コンクリートの現場養生が該当現場の供試体であることが確認できる。 コンクリートブロックの転置、仮置に際し、強度確認を行っている。 コンクリートブロックの仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない。 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・d	上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が 5 項目程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が 4 項目程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が 3 項目程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。			
	海岸工事	コンクリート構造物の肌が良い。 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 クラックがない。 漏水がない。 全体的な美観が良い。			該当 5 項目程度以上・・・a 該当 4 項目程度・・・b 該当 3 項目程度・・・c 該当 2 項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	.品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	トンネル工事	<p>「評価対象項目」</p> <p>設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。</p> <p>コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。</p> <p>コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ等行っている。</p> <p>鉄筋の規格がミットで確認できる。</p> <p>鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>コンクリート打設までの鉄筋等の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。</p> <p>金網の継ぎ目を15cm(一目)以上重ね合わせていることが確認できる。</p> <p>吹付コンクリートは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。</p> <p>吹付コンクリートの打継ぎ部の施工で清掃及び湿润状態が確認できる。</p> <p>ロックルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。</p> <p>逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎ目が同一線上にないことが確認できる。</p>		監督職員が文書で改善指示を行った。	<p style="text-align: center;">上記に該当あれば・・・d</p>	<p style="text-align: center;">上記に該当あれば・・・e</p>	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			
	.出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	トンネル工事	コンクリート構造物の肌が良い。 コンクリート構造物の通りが良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 クラックがない。 漏水がない。 全体的な美観が良い。		該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	土工事 (盛土、築堤等工事)	「評価対象項目」 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。 段切り等が施工前に適切に行われている。 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。 締固めを適切な条件で施工している。 筋芝または種子吹付等を適切に行っている。 構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行っている。 土羽土の土質が適正である。 C B R 試験等を行っている。 法面に有害なクラックや損傷部がない。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	土工事 (盛土、築堤等工事)	仕上げが良い。 通りが良い。 端部処理が良い。 構造物へのすりつけ等が良い。 全体的な美観が良い。		該当 4 項目程度以上・・・a 該当 3 項目程度・・・b 該当 2 項目程度・・・c 該当 1 項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	切土工事	「評価対象項目」 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。 段切り等が施工前に適切に行われている。 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。 締めを適切な条件で施工している。 筋芝または種子吹付等を適切に行っている。 構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行っている。 土羽土の土質が適正である。 C B R 試験等を行っている。 法面に有害なクワや損傷部がない。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	切土工事	規定された勾配が確保されている。 法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。 法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。 施工面の木根等が確実に施工されている。 施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 関係構造物等との取り合いが適切に行われている。 残土等は適切に処理されている。		該当 6 項目程度以上・・・a 該当 4 項目程度・・・b 該当 3 項目程度・・・c 該当 2 項目程度以下・・・d			

## 工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	護岸・根固・水制工事	「評価対象項目」 施工基面が平滑に仕上げられている。 裏込材、胴込めコンクリートの充てんまたは締固めが充分で、空隙が生じていない。 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等で、材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがない。 護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。 植生工で、植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切である。 根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結またはかみ合わせが適切である。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。			
		コンクリートブロック張等にクラックがある場合、進行性又は有害なクラックはなく、発生したクラックには適切な処置を行っている。  上記該当があれば・・・c					
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	護岸・根固・水制工事	通りがよい。 材料のかみ合わせがよい、またはクラックがない。 天端、端部の仕上げがよい。 既設構造物とのすりつけがよい。		該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d			

## 工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	地滑り防止工事 (集水井戸工事を含む)	<p>「評価対象項目」</p> <p>【共通】</p> <p>設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スラブ・空気量等が確認できる。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバウレクの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。 地山との取り合わせが適切に行われている。 鉄筋または鋼材の規格がコンクリートで確認できる。</p> <p>【砂防構造物工事に適用】</p> <p>仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 施工基面が平滑に仕上げられている。 アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。 ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。</p> <p>【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】</p> <p>アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。 ライフプレートとの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。 ライフプレートと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 集・排水ホースリング工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。</p>			<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・d</p>	<p>契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・e</p>
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
		クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。				
		上記該当があれば・・・c				
出来ばえ		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	地滑り防止工事 (集水井戸工事を含む)	地山との取り合いが良い。 天端、端部の仕上げが良い。 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 全体的な美観が良い。		該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d		

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	基礎工工事 (地盤改良等を含む)	「評価対象項目」 【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒等)】 杭に損傷及び補修痕がない。 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 場所打ち杭についてトレミー管をコンクリート内に 2m 以上入れて施工していることが確認できる。 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。 ライナープレートの組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。		
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	基礎工工事 (地盤改良等を含む)	土工関係の仕上げが良い。 通りが良い。 端部、天端仕上げが良い。 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		該当 3 項目程度以上・・・a 該当 2 項目程度・・・b 該当 1 項目程度・・・c 該当項目なし・・・d		

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	コンクリート橋工事 (PC 及び RC を対象)	<p>「評価対象項目」</p> <p>【共 通】</p> <p>設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。</p> <p>コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。</p> <p>コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバウレクの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)</p> <p>型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。</p> <p>鉄筋の規格がミットで確認できる。</p> <p>鉄筋の引張強度または曲げ強度が試験値で確認できる。</p> <p>コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。</p> <p>スパ-サの材質が適正で、品質が確認できる。</p> <p>スパ-サを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。</p> <p>プレ-ム桁のプレ-ム管理が適切に行われている。</p> <p>装置(機器)のキャリブレーションが実施されている。</p> <p>緊張及びグ-ット管理が適切に実施されている。</p> <p>プレ-スレッグ時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。</p> <p>構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。</p>		<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・d</p>	<p>契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・e</p>	
		<p>試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。</p> <p>ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a</p> <p>ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b</p> <p>ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c</p>		<p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		
		クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。				
		上記該当があれば・・・c				
出来ばえ		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
コンクリート橋工事 (PC 及び RC を対象)		<p>コンクリート構造物の肌が良い。</p> <p>コンクリート構造物の通りが良い。</p> <p>天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。</p> <p>支承部の仕上げが良い。</p> <p>クラックがない。</p> <p>漏水がない。</p> <p>全体的な美観が良い。</p>		<p>該当6項目程度以上・・・a</p> <p>該当4項目程度・・・b</p> <p>該当3項目程度・・・c</p> <p>該当2項目程度以下・・・d</p>		

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	防護柵工事(網)	「評価対象項目」 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識のドブツ等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 ペイント式(常温式)区画線に使用するソナーの使用量が10%程度以下である。 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が3項目程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が2項目程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が1項目程度以下・・・c			当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
出来ばえ	防護柵工事(網)	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
		該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d					
		通りが良い。 端部処理が良い。 部材表面に傷、錆がない。 既設構造物等とのすりつけが良い。 きめ細やかな施工がなされている。 全体的な美観が良い。					

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	通信設備工事 受変電設備工事 その他類似工事	「評価対象項目」 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 単体品（材料・部品組立後）の品質及び形状が均一で、設計図書等との適正が確認でき、証明書等が整備されている。 ただし、JIS 及び電気用品取締法施行令によるものは、単体品の証明書を省略できるものとする。 設備の機能が設計図書等との適正が確認でき、その機能の証明書が整備されている。 設備全体としての運転性能（工場及び現地試験結果）がよく、所定の能力を満足している。 完成図書において、設備の機能（性能）が容易に判別できる資料等が整備されている。 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備されている。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が 5 項目程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が 4 項目程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が 3 項目程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 評価値（％）＝（ ）評価数 / （ ）対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	通信設備工事 受変電設備工事 その他類似工事	主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 公共物としての安全、環境、維持、管理への配慮が良い。 構造物とのすりつけが良い。 製作上の補修痕跡がない。 全体的な取扱いがしやすい。		該当 4 項目程度以上・・・a 該当 3 項目程度・・・b 該当 2 項目程度・・・c 該当 1 項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	二次製品構造物	<p>「評価対象項目」</p> <p>【共通】</p> <p>仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 土留め、ウエルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。</p> <p>【擁壁類(補強土擁壁は除く)】</p> <p>胴込コンクリート、裏込材の充填が十分に空隙が生じてない。 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 材料の連結または、かみ合わせが適切である。確認できる。 端部における地山とのするつげが適切である。 丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 コンクリート板擁壁工の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われている。</p> <p>【用排水施設】</p> <p>位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。 呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。</p>			<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・d</p>	<p>契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・e</p>
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
出来ばえ	二次製品構造物	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		<p>構造物の通りがよい。 材料の連結、かみ合わせがよい。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 クラックがない。 漏水がない。 土工の仕上げが良い。 全体的な美観が良い</p>		<p>該当6項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d</p>		

## 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	補強土壁工事	「評価対象項目」 【共通】 盛土材料の土質が適正である。 盛土の締固めを適切な条件(人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等)で施工されている。 プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料よりの確に確認できる。 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。			
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	補強土壁工事	壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケがない。 基礎上面の平坦性が良い。 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 全体的な美観が良い。		該当 4 項目程度以上・・・a 該当 3 項目程度・・・b 該当 2 項目程度・・・c 該当 1 項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	.品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	取壊し工事	「評価対象項目」 【共通】 分別、再資源化を適切に実施している。 施工計画書に定められた計画により管理されている。 廃棄物の処理が適切である。 請負者の管理記録が整備されている。 不可視部分の写真記録が適正である。			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
.出来ばえ		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
取壊し工事		きめ細やかな施工がされている。 既存部分や関連設備との調整がなされている。 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。 取壊し対象(リサイクル材、産業廃棄物等)の散乱等がなく処理が適切である。			該当 3 項目程度以上・・・a 該当 2 項目程度・・・b 該当 1 項目程度・・・c 該当項目なし・・・d		

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	.品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	共同溝シールド工事	「評価対象項目」 【共通】 作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる。 裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切になされている。 シールド設備工（坑内外）については、的確に実施されている。 セグメントの品質が、工場管理資料よりの確に確認できる。 不可視部分の写真記録が適正である。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
.出来ばえ		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	共同溝シールド工事	RCセグメントの割れ・カケがない。 継ぎ手面の防水が確実になされている。 セグメント間の目違い、段差が少ない。 ボルトの締め付け状況がよい。 全体的な美観が良い。		該当 4 項目程度以上・・・a 該当 3 項目程度・・・b 該当 2 項目程度・・・c 該当 1 項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	下水道工事	<p>「評価対象項目」</p> <p>【共通】</p> <p>マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む)</p> <p>【開削工】</p> <p>締め目を適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。</p> <p>【推進工】</p> <p>測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 推進作業等がデータで確認できる。 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。</p> <p>【シールド工】</p> <p>セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 シールド推進作業等がデータで確認できる。 裏込め注入状況がデータで確認できる。 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。</p>			<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・d</p>	<p>契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p style="background-color: yellow;">上記に該当あれば・・・e</p>
出来ばえ	下水道工事	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		<p>通りがよい。 漏水がない。 クラックがない。 マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 マンホールのインパートの仕上げが良い。 残土等は適切に処理されている。</p>		<p>該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d</p>		

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。  
ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a  
ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b  
ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c

当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。  
削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)  
計算の値で評価する。  
評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数  
なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

## 工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 ( 関連基準、設計図書に定められた試験 ) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	管水路工事	「評価対象項目」 【共通】 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 中心線の通りがよい。 仕様書で示す条件により締固めが実施されている。 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c			当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。		
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	管水路工事	管の通りがよい。 管内面塗装に補修痕等がない。 小構造物にも細心の注意が払われている。 管から漏水がない。 クラックがない。 全体的な美観が良い。			該当 5 項目程度以上・・・a 該当 4 項目程度・・・b 該当 3 項目程度・・・c 該当 2 項目程度以下・・・d		

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	.品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	電線共同溝工事 (管路布設段階)	「評価対象項目」 【共通】 床付面の地耐力が資料により確認できる。 床付面の目視及び平坦性が資料により確認できる。 管路の形状及び外観を目視及び打音よりの確に実施されていることが資料により確認できる。 管路(上記以外)の品質が、工場管理資料よりの確に確認できる。 管路の導通試験を実施しているか確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
	.出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	電線共同溝工事 (管路布設段階)	管路の割れ、・カケがない。 継ぎ手面にパッキンの設置が確実になされている。 管路間の目違い、段差が少ない。 管路継ぎ手部ボルトの締め付け状況がよい。 全体的な美観が良い。		該当 4 項目程度以上・・・a 該当 3 項目程度・・・b 該当 2 項目程度・・・c 該当 1 項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	.品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	仮設工工事	「評価対象項目」 【共通】 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
	.出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	仮設工工事	鋼矢板・親杭の通りが良い。 覆工板にがたつきがない。 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。 床付け面の仕上げがよい。 全体的な美観が良い。		該当 4 項目程度以上・・・a 該当 3 項目程度・・・b 該当 2 項目程度・・・c 該当 1 項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	フィルダム ・ため池工事	「評価対象項目」 【共通】 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 法面等が平滑に仕上げられていることが確認できる。 雨水による崩壊防止対策、流入水等の排水対策が適切に実施されていることが確認できる。 基礎基盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。 段切り等が施工前に設計図書に基づき適切に施工されていることが確認できる。 盛土材料は指定する区域から採取計画に基づき採取し、有害物の除去、含水比等について適切な管理がなされていることが確認できる。 刃金土は仕様書等に基づき適切な施工がなされ、締め固め密度も規格値を余裕をもって満足していることが確認できる。 基礎基盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶり等は設計図書に示されたとおり施工していることが確認できる。 コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。 堤体に接する構造物周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、コンクリートが所定の強度に達したことが確認してから施工していることが確認できる。 旧施設の取り壊し、撤去にあたり形状・寸法が確認できるよう管理するとともに、残存する場合は漏水の原因とならないよう適切な処置がなされていることが確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			
出来ばえ		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
フィルダム ・ため池工事		土工の仕上げがよい。 土工の通りがよい。 土工の構造物へのすりつけがよい。 吹付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。 コンクリート構造物の肌がよい。 コンクリート構造物の通りがよい。 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 クラックがない。 漏水がない。 施設の通りがよい。(排水側溝、フェンス等) 全体的な美観がよい。		該当 8 項目程度以上・・・a 該当 6 項目程度・・・b 該当 3 項目程度・・・c 該当 2 項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	柵工、筋工、伏工工事	「評価対象項目」 【共通】 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規定証明書が整備されている。 各工種の施工に適した法面整形、階段切付が行われており、障害となる根株、転石等が除去されている。 雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されている。 端部における地山とのすりつけにきめ細かい注意がうかがえる。 植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 植栽木に損傷や病害虫がなく、植栽、施肥の施工にあたり、苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 背面土の流失防止に配慮した施工がなされている。 各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が見られる。			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
出来ばえ		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
柵工、筋工、伏工工事		とおりがよい。 材料の連結、かみ合わせがよい。 構造物へのすりつけがよい。 全体的な美観が良い。			該当 3 項目程度以上・・・a 該当 2 項目程度・・・b 該当 1 項目程度・・・c 該当項目なし・・・d		

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	.品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	土工事(区画整理、農地造成)	<p>「評価対象項目」</p> <p>【共通】</p> <p>伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。</p> <p>仮設道路、仮排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に管理され設計以上であることが確認できる。</p> <p>雨水等による崩落、土砂の流亡等を防止するための排水対策が実施されている。</p> <p>表土のはぎ取りにあたり、雑物等が混入しないよう注意すると共に、表土の基礎への混入や逸散の防止等に細心の注意を払って施工されている。</p> <p>造成、整地等は設計図書等に基づき施工されており、仕上がりについては基準値を余裕をもって満足している。</p> <p>道路の造成にあたり、横断勾配、土質等について設計図書等に基づき適切に施工されており、仕上がりについても基準値を余裕をもって満足している。</p> <p>土壌改良に使用する肥料は法律に基づく保証票が確認でき、施工は仕様書等に基づき細心の注意を払っている。</p> <p>畦畔、溝畔等は設計図書に基づき施工されており、仕上がりは規格値を余裕をもって満足している。</p>			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
.出来ばえ		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
土工事(区画整理、農地造成)		切盛の勾配が確保され、法面の仕上げがよい。 整地、均平の仕上げがよい。 畦畔、溝畔等の仕上げがよい。 構造物へのすりつけがよい。 植生、吹き付け等の状態が均一である。 排水路の通りが良い。 全体的な美観が良い。		該当 6 項目程度以上・・・a 該当 4 項目程度・・・b 該当 3 項目程度・・・c 該当 2 項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	電気通信設備 (農林事業)	「評価対象項目」 【共通】 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 設備の機能が設計図書との適切性確認ができ証明書が整備されている。 盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。 配電盤類の動作試験は正常に動作した。 シーケンスに従い正常に動作した。 盤内機器等の性能検査表が整備されている。 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。 電線類の接続部が適切に処理されている。 ビット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配備されている。 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	電気通信設備 (農林事業)	構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 構造物へのすりつけがよい。 製作上の補修痕跡がない。 全体的な取扱いがしやすい。		該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	施設機械設備 (用排水ポンプ ・構成付属設備)	「評価対象項目」 【共通】 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。 配電盤類の動作試験は正常に動作した。 電線類の接続部が適切に処理されている。 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 シーケンスに従い正常に動作した。 ピット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配備されている。 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	施設機械設備 (用排水ポンプ ・構成付属設備)	主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。 製作上の補修痕跡がない。 全体的な取扱いがしやすい。		該当 3 項目程度以上・・・a 該当 2 項目程度・・・b 該当 1 項目程度・・・c 該当項目なし・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	施設機械設備 (除塵設備 ・構成付属設備)	「評価対象項目」 【共通】 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 電線類の接続部が適切に処理されている。 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	施設機械設備 (除塵設備 ・構成付属設備)	主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。 製作上の補修痕跡がない。 全体的な取扱いがしやすい。		該当 3 項目程度以上・・・a 該当 2 項目程度・・・b 該当 1 項目程度・・・c 該当項目なし・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	水管橋	「評価対象項目」 【共通】 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 塗装の塗り残し、むら等がなく、均一性がよい。			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60程度以下・・・c			当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。		
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	水管橋	該当 7 項目程度以上・・・a 該当 4 項目程度・・・b 該当 3 項目程度・・・c 該当 2 項目程度以下・・・d					
		表面に傷、錆、補修箇所がない。 溶接、塗装組立の均一性が良い。 管の通りがよい。 コンクリート構造物の肌が良い。 コンクリート構造物の通りがよい。 クラックがない。 天端仕上げ、端部仕上げがよい。 全体的な美観が良い。					

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	林道土工工事	「評価対象項目」 【共通】 伐開・伐根作業により発生して伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 掘削面の土砂等は、乱さないように丁寧に澆き取り、適切な場所に搬出している。 基礎地盤が急勾配の斜面では、法面の崩壊や不等沈下の防止のため段切等適切に施工している。 盛土中の暗渠・管等の構造物のある場合は偏圧の架からないよう施工している。 路床、排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に確認できる。 着手前に、崩壊、湧水等を調査確認し、適切な排水対策が実施されている。 地すべり、崩壊等のある場合は、適切な予防法により工夫され施工されている。 掘削等により、立木等に損傷を与えず、また飛散の防止等にも注意を払って施工されている。 道路の横断勾配、幅員・基準高、土質等について設計図書等に基づき適切に施工管理されており仕上がりも基準値を満足している。 仮設道路、排水施設について設計図書により施工・管理され、出来形も適切に管理されている。			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c			当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。		
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	林道土工工事	切取勾配が確保され、法面の仕上げがよい。 盛土勾配が確保され法面の仕上げがよい。 道路の形状(綿形、拡幅、縦、横断勾配、土側溝)がよい。 構造物へのすりつけ及び良質土砂等の流用状況がよい。 土工の仕上げがよい。 全体的な美観が良い。 残土処理等が適切である。			該当 6 項目程度以上・・・a 該当 4 項目程度・・・b 該当 3 項目程度・・・c 該当 2 項目程度以下・・・d		

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	.品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	木材木製品工事 (木ダム、木橋、 木土留工、 木流路工等)	「評価対象項目」 【共通】 木材・木製品の品質が良好で(曲り等がない)設計図書に基づき適切に施工されている。 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 組み立て等のボルト等の締め付けが確認できる。 木材・木製品どうしの接続が良好で規定どおり施工されている。 部品・材料等の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認できる。 木材・木製品による地山及び構造物との取り付けまたはすり付けは良好に施工されている。			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
	.出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	木材木製品工事 (木ダム、木橋、 木土留工、 木流路工等)	通りがよく、バランスが保たれている。 金具等規格にあったものが使用され統一性がよい。 形状・寸法等が確保され統一性が良い。 コンクリート構造物へのすり付け等がよい。 地山への密着性が確保され仕上げがよい。 全体的な美観が良い。		該当 5 項目程度以上・・・a 該当 4 項目程度・・・b 該当 3 項目程度・・・c 該当 2 項目程度以下・・・d			

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	ほ場整備工 (整地工等、暗渠排水工)	<p>「評価対象項目」</p> <p>【共通】</p> <p>仕様書等で定められている品質管理が実施されている。</p> <p>材料の品質規定証明書が整備されている。</p> <p>地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工している。</p> <p>濁り等の防止に十分留意して施工している。</p> <p>石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。</p> <p>表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。</p> <p>暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。</p> <p>用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。</p> <p>用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。</p> <p>用・排水路の法面のとおりがよい。</p> <p>構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。</p> <p>護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。</p> <p>二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かい施工がうかがえる。</p> <p>設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。</p>			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。		
	出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	ほ場整備工 (整地工等、暗渠排水工)	畦畔、溝畔等の仕上げがよい。 坪平度がよい。 土工の仕上げがよい。 土工のとおりがよい。 土工の構造物等のすりつけがよい。 用・排水路のとおりがよい。 コンクリート構造物のとおりがよい。 全体的な美観が良い。		該当 7 項目程度以上・・・a 該当 4 項目程度・・・b 該当 3 項目程度・・・c 該当 2 項目程度以下・・・d		

## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	.品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	上水道工事	「評価対象項目」 【共 通】 管渠の規格、品質がミルシートで確認できる。 弁篋等用品の規格、品質がミルシートで確認できる。 管渠の接合状況が確認できる。(継手チェックシート、写真) コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。	
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下・・・c			当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。		
.出来ばえ	上水道工事	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
		管渠の通りがよい。 弁篋等の仕上げがよい。 クラックがない。 漏水がない。 全体的な美観がよい。		該当 4 項目程度以上・・・a 該当 3 項目程度・・・b 該当 2 項目程度・・・c 該当 1 項目程度以下・・・d			

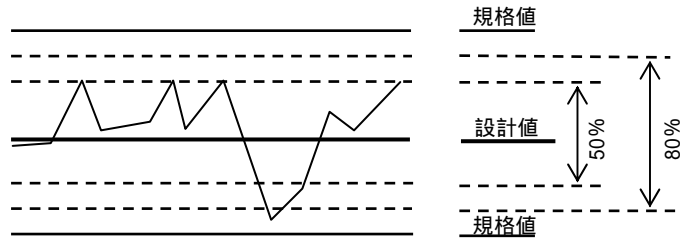
## 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (関連基準、設計図書に定められた試験) ばらつきの判断は別紙 - 5 参照。		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	その他の工事 又は 合併工事	「評価対象項目」 理由  理由  理由  理由  理由			監督職員が文書で改善指示を行った。  上記に該当あれば・・・d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。  上記に該当あれば・・・e
		試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が 4 項目程度以上・・・a ばらつきが少なく、該当項目が 3 項目程度・・・b ばらつきが少なく、該当項目が 2 項目程度以下・・・c		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。		
		該当工種からの審査事項で審査し、最大審査項目は 5 項目とする。 (評価対象項目を 5 項目未満とする場合は評価値(%)で評価する。(右記を参照))				
出来ばえ	品質	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	その他の工事 又は 合併工事	理由  理由  理由  理由		該当 4 項目程度以上・・・a 該当 3 項目程度・・・b 該当 2 項目程度・・・c 該当 1 項目程度以下・・・d		
		該当工種からの審査事項で審査し、最大審査項目は 5 項目とする。				

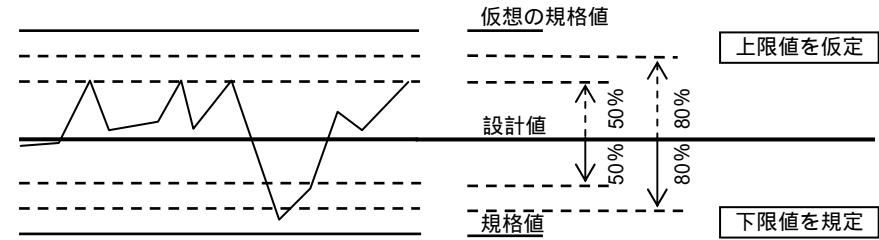
【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方  
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)



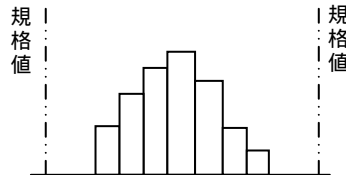
(下限値のみの場合)



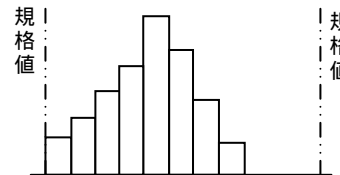
上限のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

[度数表または、ヒストグラムの場合]

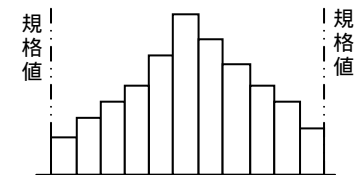
ばらつきが少ない



ばらついている



ばらつきが大きい



2. 多種工複合工事の取扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は、「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では、「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づき処置をしている」等が見られたら、c 評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、d または e 評価とする。

4. その他

「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。